

ホッとだより

令和元年度
第6号
【3月発行】

「成年後見制度」を

利用するために

成年後見制度とは、認知症や精神上的の障がい等によって判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」がありますが、今回はこのうちの「法定後見」についてお知らせします。

法定後見

法定後見とは、すでに判断能力がない、あるいは不十分のために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合に利用します。

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

① 後見

▼日常的な買い物も自分で出来ない

▼日常的な事柄（家族の名前、自分の住所）が分からない

② 保佐

▼日常的な買い物は自分で出来るが、重要な財産行為（不動産の売買、自宅の改築工事契約、金銭貸借）は自分で出来ない

③ 補助

▼重要な財産行為について自分で出来るかもしれないが、出来るかどうか危惧される。（本人のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい場合）

家庭裁判所が状況に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して、本人を保護します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家から選任されます。

成年後見人等に与えられる

法的な権限は？

■同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限

■例

本人が成年後見人の同意無く行った百万円の布団の購入を取消す。

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消すことができません。

■代理権

後見人等が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限

■例

本人の代理人として、成年後見人が老人ホームの入所契約を行う。

■成年後見制度を利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立てを受けると、家庭裁判所の調査官が本人の生活状況を調査

します。「後見」と「保佐」類型の場合は、原則として医師による鑑定を行います。調査や鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等が選任されると、法定後見が開始されます。家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する「家事手続案内」を行っています。

■申立て出来る方

「本人や配偶者、四親等内の親族など」が申立てを行うことができます。本人に判断能力が無く、親族もいない場合は「根室市長」が申立てをすることができます。

■申立てに必要な書類と金額

① 申立書
詳しくは、家庭裁判所に確認して下さい。

② 申立手数料
収入印紙 八百円分

③ 郵送手数料
郵便切手 三千円程度

④ 登記手数料
収入印紙 二千六百円分

⑤ 添付書類

- ・ 戸籍謄本、住民票
- ・ 成年後見に関する「登記されていないこと」の証明書
- ・ 医師の診断書
- ・ 財産に関する資料
（不動産登記証明書等）

⑥ 鑑定費用

後見類型、保佐類型の場合は、原則として本人の判断能力の状況等を調べるために、医師による鑑定を行います。鑑定を要する場合には、費用として50万円程度必要になります。

■報酬の支払いは？

成年後見人、保佐人、補助人の報酬が本人の財産の中から支払われます。（報酬については個々の事案に応じて家庭裁判所が支給の可否や金額を決定します）

相談・申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所とされており、根室市の場合は、釧路家庭裁判所根室支部（敷島町）となっています。